

# 事務所通信

2009年1月号 No.43



(根知谷)

## CONTENTS

- |                          |    |                |    |
|--------------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント… 不況克服の<br>心得十ヶ条 | P1 | ● 2009年国内外の予定  | P4 |
| ● 耐用年数の見直し               | P2 | ● 税務Q&A        | P5 |
| ● 雇用調整助成金                | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学  | P6 |
|                          |    | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

## 不況克服の心得十ヶ条

新年明けましておめでとうございます。本年も皆様のご多幸を心よりお祈り申し上げますと共に、ご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

昨年はあのトヨタ自動車も赤字に転ずるなど激変の一年になりました。百年に一度とも言われるこの大激動をガッシリと受け止め、改善すべきは断固改善し、この変化を好転の方へ向かわせたいものです。そのためには、まず「**必ずわが社はよくなる、よくする**」と、今ピンチの状況にある人も、最後の最後まで誰に何と言われようと諦めないことです。「もうダメだ」とは、人が勝手に思いこんだものにすぎません。「**ダメな時でもダメでない**」と執念深く勝負を捨てない時に、新たな道が開かれます。松下幸之助さんが不況克服十カ条として作られましたのでご紹介いたします。

### 「不況克服の心得十ヶ条」 松下幸之助

- 第一条 かつてない不況からは、かつてない革新が生まれる。かつてない革新からは、かつてない飛躍が生まれる。
- 第二条 不況は陣痛のようなものである。苦しいには違いないがこれに耐えたなら、また、健康になり立派な子供も生まれる。
- 第三条 しめた！このときこそ、社員の精神を根本的に立て直し、健全な精神を身につけさせる、絶好の機だと、ニンマリする位の心構えが必要である。
- 第四条 景気、不景気は天然現象ではない、人為現象である。つまりは、一人一人の心の所産である。一人一人の良識を高めることこそ必要である。
- 第五条 景気の悪い年は、物を考えさせられる年だから、心の改革が行われ、将来の発展の基礎となる。
- 第六条 世の中が混乱すればするほど、毅然たる態度をもって、商人の信念を守らねばならない。
- 第七条 商売とはまず第一に**考えを売り**、第二に**人格**、第三に**優良品**、第四に**真心**、そして最後に、**良きサービス**を売ることである。
- 第八条 個人も会社も事が起きた時に真価が分かる。商売人は今が信用を蓄える良い機会である。
- 第九条 不況は一時的な現象で永久に続くものではない、この時こそ日頃怠りがちなお客様へのサービスを、考えねばならない。
- 第十条 不況とは、よそが悪いだけに、日頃お客様さま大事を考えて、地道な努力を行っている所には、伸びるための好機である。

百年に一度と言われる経済不況の大波が押し寄せていますが、私たち全社一丸スクラムを組み、しっかりと大地に両足をつけて不動の絆を強固にしていましましょう。

コツは感謝です。「感謝は最高の気力」と言われますが、お客様に感謝の気持ちを表していましましょう。



# 耐用年数の見直し

## 減価償却資産の耐用年数が見直されます

平成20年税制改正において、減価償却資産の耐用年数等に関する省令が改正されました。いくつか改正事項がありますが、その中でも特に中小企業に大きな影響を与えるのが、「**機械及び装置の耐用年数表の区分**」の改正です。

### 機械装置の耐用年数表区分390区分から55区分に変更

これまでの耐用年数は、機械装置の種類ごとに定められていましたが、改正後は、機械装置が利用される業種ごとに定められることとなります。既存の減価償却資産も変更の対象となります。

#### ■ 適用時期

法人・・・平成20年4月1日以降開始する事業年度  
個人事業者・・・平成21年所得税申告より

#### ポイント!!

##### ◆◆◆ 中古資産の耐用年数について ◆◆◆

中古資産を取得して当初中古耐用年数を適用した資産については、耐用年数が**改正される最初の事業年度**において、改正後の法定耐用年数を基礎にその資産の耐用年数を簡便法により**再計算**することが認められています。

##### ◆◆◆ 市町村の償却資産申告について ◆◆◆

市町村の償却資産税については、**平成21年2月2日**が**申告期限の申告**から**新しい耐用年数が適用**されることとなり、法人税、所得税の申告よりも早く改正後の耐用年数が適用されることとなりますのでご注意ください。

※機械装置の耐用年数の詳しい区分内容については、国税庁HPをご覧ください。どうか、当事務所担当者までお問い合わせ下さい。

< 池 原 >

# 雇用調整助成金

## 雇用調整助成金

急激な資源価格の高騰や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

### 【 主な受給の要件 】

(1) 最近3ヶ月間の生産量がその直前3ヶ月間又は前年同期比で5%以上減少していること。

(2) 従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと。

又は

(3) 3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと。

・大型倒産等事業主などの特定の事業主については(1)と要件が異なります。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

【 受給額 】 ○休業等 休業手当相当額の1/2 (上限あり)

支給限度日数：3年間で150日 (最初の1年間で100日分まで)

(大型倒産等事業主など特定の事業主については、支給限度日数が異なります。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。)

教育訓練を行う場合は上記の金額に1人1日1,200円を加算

○出 向 出向元で負担した賃金の2/3

## 中小企業緊急雇用安定助成金

雇用調整助成金制度を見直し、中小企業緊急雇用安定助成金制度を創設しました。(平成20年12月から当面の間の措置となります。)急激な資源価格の高騰や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

### 【主な受給の要件】

(1) [1]最近3ヶ月の生産量がその直前3ヶ月又は前年同期比で減少していること。

[2]前期決算等の経常利益が赤字であること (生産量が5%以上減少している場合は不要。)

(2) 従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと

又は

(3) 3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと

【 受給額 】 ○休業等 休業手当相当額の4/5 (上限あり)

支給限度日数：3年間で200日 (最初の1年間で100日分まで)

教育訓練を行う場合は上記の金額に1人1日6,000円を加算

○出 向 出向元で負担した賃金の4/5

詳しくは最寄りのハローワークにてご相談下さい。

< 倉 又 >

## 2009年の国内外の予定

新しい年を迎えて、気持ちも新たにされている方も多いと思います。今年の干支は己丑（つちのとうし）です。直近の丑年は12年前の1997年ですが、己丑は60年前の1949年です。1949年10月に湯川秀樹氏が日本人として初めてのノーベル賞を受賞しました。昨年、小林誠氏、益川敏英氏、下村脩氏がノーベル賞を受賞しました。我々も高い志で、日々を送りたいものです。

さて、丑年生まれの方は、実直で強い信念の持ち主です。広い視野を持っているので物事を総合的に判断する力があり、辛抱強く根気もあって口数は少ないけど信用があるといわれています（あくまでも一般論であり、当然個人差はあるでしょう）。丑年生まれの有名人に、イチロー選手（1973年生まれ）がいます。3月には、第2回WBC（ワールドベースボールクラシック）があり、代表候補に選出されています。前回同様活躍が期待されます。

2009年の国内外の主な予定を紹介します。

### 1月

- NHK大河ドラマ「天地人」スタート(4日)
- 米国初の黒人大統領  
バラク・オバマ氏就任(20日)

### 2月

- 冬季ユニバーシアード  
ハルビン大会開催(18～28日)

### 3月

- 第2回ワールド・ベースボール・  
クラシック開催(5日～ 決勝23日)

### 4月

- 岡山市(岡山県)が全国18番目の  
政令指定都市に移行(1日)
- 明仁天皇と美智子皇后の金婚式(10日)

### 5月

- 裁判員制度が開始(21日)

### 6月

- マイクロソフト、Windows 7を発表(3日)  
(2010年初頭の発売を予定)

### 7月

- トカラ列島(鹿児島県)で皆既日食を観測  
21世紀最長の観測時間となる見込み(22日)

### 9月

- 第64回国体・トキメキ新潟国体開催  
新潟県での国体開催は45年振り(26日～10月6日)
- 初めて一年間に2度のゴールデンウィークとなる  
週末と合わせて5連休(19日～23日)

### 10月

- 国際オリンピック委員会総会で、2016年夏季  
オリンピック開催都市決定(2日)

### 11月

- 天皇陛下在位20周年奉祝による臨時休日(12日)

### 12月

- 2010 FIFAワールドカップ本大会抽選会

※2008年12月19日時点での情報を基に作成しています

皆様にとって、2009年が良い年になりますように。



< 村 井 >

Q

薬局や薬店などで市販されているかぜ薬は、医療費控除の対象になりますか？  
医師の処方や指示がある場合に限られますか？

A

医師の処方や指示がなくても医療費控除の対象となります。

医薬品の購入費用は、治療や療養に必要なものであって、かつ、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額であれば、医療費控除の対象となります（所得税法施行令第207条）。

したがって、かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用は、医師の処方や指示がなくても、医療費控除の対象となります。

（注）「医薬品」とは、薬事法第2条第1項《医薬品の定義》に規定する医薬品をいいますが（所得税基本通達73-5）、医師の処方や指示があればすべての医薬品が医療費控除の対象となる医薬品に該当するとは限らないことに注意してください。

Q

漢方薬やビタミン剤の購入費用は、医療費控除の対象になりますか？

A

治療又は療養に必要な場合には、医療費控除の対象となります。

医薬品の購入費用で医療費控除の対象となるものは、治療又は療養に必要なものであることが必要です（所得税法施行令第207条）。

漢方薬やビタミン剤は、治療又は療養のために効能があるほか、疾病の予防や健康の増進にも効能があり、これらの購入費用について医療費控除を受けるためには、その漢方薬やビタミン剤が医薬品であることに加え、その費用が治療又は療養に必要なものであることが必要となります。

（注）薬事法第2条第1項《医薬品の定義》に規定する医薬品に該当しない漢方薬等の購入費用は、医療費控除の対象とはなりません（所得税基本通達73-5）。

Q

自己所有の自動車で通院する場合には、通院のための走行距離を基に計算したガソリンの消費量から換算したガソリン代や駐車場の料金は、医療費控除の対象になりますか？

A

医療費控除の対象となりません。

医療費控除の対象となる通院費は、医師等による診療等を受けるため直接必要なもので、かつ、通常必要なものであることが必要とされており

（所得税基本通達73-3）、この場合の通院費は、電車賃やバス賃などのように人的役務の提供の対価として支出されるものをいいます。

したがって、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金は、医療費控除の対象となりません。

## 研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
1月23日(金) 午後1時23分	平成21年度 経営計画発表会	月徳飯店	加藤輝守	8,000円
1月30日(金) 午後6時30分	2時間で分かる！10倍売れる キャッチコピーと広告文章 がスラスラ書けるセミナー	加藤藤野里士事務所	酒井とし夫	無料

### 会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

### ～ おもしろ雑学 ～ 顔？頭？

人間の顔と頭の境界線はどこにあるのか？正解は鼻の付け根から眉毛を通して、耳の穴に達する曲線を引き、そこから上が頭、下が顔である。

ということは、おでこは顔ではなく頭ということになる。

教育マガジン「おもしろ雑学集より（担当：小杉）」





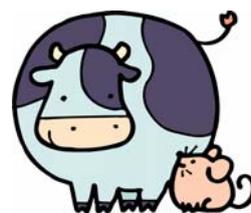
# 休日カレンダー



1月 (睦月) January

日	月	火	水	木	金	土
				1 元旦	2 年始休暇	3 年始休暇
4	5 仕事始め	6	7	8	9	10
11	12 成人の日	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23 経営計画発表会	24
25	26	27	28	29	30 酒井先生 セミナー	31

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日にも元気に営業しています。  
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



## 1月の税務

1月13日	平成20年12月分源泉所得税・住民税の納付
1月20日	源泉所得税の納付 (納期の特例適用者)
1月 末日	当月決算法人の消費税各種届出書提出
2月 2日	平成20年11月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付 平成21年5月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付 法定調書 (源泉徴収票、支払調書) の提出 給与支払報告書の提出 償却資産の申告

## あしがき

新年あけましておめでとうございます。  
 今年は平成21年うし年です。“牛歩”という言葉があります。なかなか物事が前に進まないことの例えですが、私達の仕事はスピード感を持って臨み、感性はゆったりと大地を踏みしめながら進んで行きたいと思います。今年も厳しい状況が続くかもしれませんが、明るく前向きな気持ちで頑張りたいと思います。今年もよろしくお願ひします。

< 広川 >